

資産の本質認識と操作

若 杉 明

I. はじめに

一定の必要を満たすために人の作るもの、あるいは探し求めるものである事物、技術、システム、制度その他のものの本質についての認識は、これらのものの機能、構造、操作等のあり方を規定する。これは人間界のあらゆる局面に妥当する。たとえば船舶の一種たる商船についてみるならば、一般にこれを、一定数量の人員や貨物を積載して、河川、湖沼、海洋等を航行し、輸送する手段として認識するところから、商船には、一定数量の人員や貨物を積載して水上を航行することのできる機能が期待される。そしてこの機能が発揮できるように商船の構造が定まり、またこれが水上を一定の速度で安全に運行することができるように操作される。このようにその本質認識に従って、船舶の機能、構造、操作等が規定されるのであるから、同じく船舶であっても、これをまったく別個な目的を果すためのものとしての本質認識を行うならば、これに期待される機能、構造、操作等は別なものとして規定されることとなる。

人が一定の社会的必要を満たすために長い年月を経て作りあげた企業会計についても、上に述べたことはそのまま妥当する。つまり会計をして、いかなる社会的必要を満たすための測定・伝達システムと観念するかによって、会計の果たすべき目的が設定され、その本質認識に従って、機能、構造、操作等が規定される。本稿においてとりあげた企業会計上の資産概念についても、その本質認識のいかんによって、機

能、構造(範囲)、操作等が相違する。会計学の発展史のなかで、資産の観念が変遷し、その範囲、測定方法等について常に議論がなされてきたのも、まさに企業会計上資産についての本質認識が、企業会計に対する社会的要請に応じ、時と場所によって相違していたからにほかならない。

本稿では、以上に述べたごとき物の見方をまず明らかにし、次にこれを手がかりとして、重要な資産の本質観の特質を種々の角度から考察することを課題としている。このような作業を行なう目的は、企業会計という、社会的必要を充足するために、人が作りあげた測定・伝達システムの存在の本質を究明し、これによって会計学の再点検を試みようとするところにある。

そこでまず最初に、一般的に事物の本質認識のための基本図式について述べ、次にこの思考法を資産の本質認識に適用するための一段階として、資産の属性について考察する。そしてこれらの基礎作業に基づいて代表的な資産の本質観をとりあげ、これを検討し、その特質を明らかにすることにした。

II. 事物の本質認識の基本図式

一般に、ある必要ないし要求が生じたときに、これを充足しようとする目的と当該目的達成のための手段との間には、密接な関連がある。人の作った、あるいは探し求めた事物、技術、システム、制度等は、すべて人の必要や要求を充足するための手段である。そこでこれらのもの

の本質を認識し、その機能、構造、操作等を明らかにするにさいしては、目的と手段との関係を依りどころとすることが有効であると考えられる。本節では、目的・手段の関係をてがかりとして、事物等の本質認識をめぐる問題について考察し、以後の節における展開の基礎作業としたいと思う。

人は、ある必要ないし要求が生じたときに、これを充足するための行動を展開する。必要を満たすためには、これを充足することのできる手段を探究しなければならない。ある要求を充足することのできる手段たる事物、技術、システム、制度等が作り出され、あるいは探し求められ、これが必要充足のために利用される。手段たる事物等は、必要を充足することのできる機能を発揮できなければならないのであり、さらにかかる機能が発揮できうるためには、一定の構造を有することが必要である。このようにして事物等は一定の構造をもって必要を充足しうる機能が発揮できるよう操作され、結局において所期の目的を達成することができるよう制御されるのである。これらの関係を図解するならば、次のとおりである。

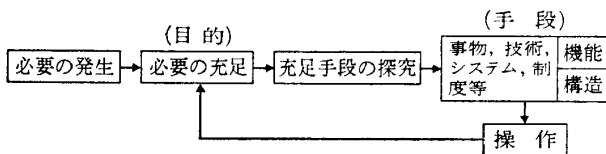


図 1

この図式によって、発生した必要を充足するための手段の探究とこれを操作して必要を満たす過程が明らかにされる。すなわち発生した必要を充足するための手段がどのようなものでなければならないか、そしてそれが必要を充足しうるためには、どのような機能を発揮できなければならないか、さらにそのような機能が発揮できるためには、いかなる構造をもたなければならないか、そしてかかる構造を有する事物が、必要の充足のために機能するためには、これが

どのように操作されなければならないかという一連の意思決定のプロセスが示されているのである。したがってこの図式は、必要の充足という問題解決のための方法を、目的達成のための手段の探究と操作という形で表明しているのである。

ところで現在においてすでに存在している事物、技術、システム、制度等の本質を認識する場合にも、以上に述べたごとき目的・手段の関係が非常に役に立つ。いま現に存在する事物について、その本質を認識しようとする場合には、それがいかなる目的に役立つための手段性を有しているかについての考慮が必要である。そしてその手段たる事物が目的たる必要充足のためにいかなる機能を発揮しうるか、またそのような機能を発揮しうるために、どのような構造を有しているかが明らかにされる。そして最後に、かかる構造をもつ手段たる事物が、目的達成にむけてその機能を発揮するために、これがどのように操作されているかが解明される。

以上の関係を図解するならば次のようになるであろう。

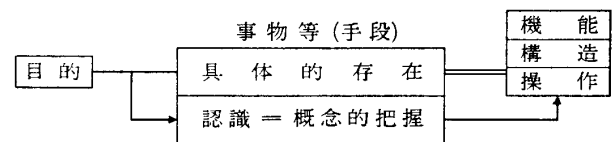


図 2

この図式において、事物等の具体的存在は、達成すべき目的とのかかわり合いにおいて、その本質の認識すなわち概念的把握がなされ、この認識をもとにして、具体的存在たる事物等の機能、構造および操作が明らかにされることが示されている。このようにして、現在存在する事物等についての総合的な本質認識が行なわれる。

ところでここに問題とされなければならないことは、実際には一つの事物については必ず一つの本質認識しかありえないというものでは

ないことである。すなわち、現在存在する事物等について、複数の種類の用途がある場合には、それとの関連において、そのものの本質認識に多様性が生ずるのである。そしてそれを受けて、構造は一定であるとしても、その機能について別のことが要求され、またそれにつれて操作も異なる結果となる。そしてときには、本質認識、機能および操作の相違から構造そのものもこれらに合わせて変化し、適応することも少くない。このように同一の事物等につき、その用途との関係において本質認識、機能、構造、操作等を異にする場合がありうるということがよく注目されなければならない。このようにして目的遂行のための手段としての性格をもつ、人の作ったあるいは探し求めた事物等は、常にその使用目的によって、本質認識、機能、構造および操作が規定せられるものであることが強調されなければならない。

これについて一例をあげて説明することにしよう。いまワインについて、これを上等のアルコール飲料と認識するのであれば、上品質のものを一定量醸造し、これをかなり高い値段で販売することになろう。そしてこれを飲ませる場所も高級レストランや高級バーとなる。またこれを飲む場合も、高級な料理を食べながらということになろう。これに対して、ワインはパンや肉や牛乳と同様に、栄養をとることを目的とした飲料であると認識するならば、普通の品質のものを、大量に生産し、これを比較的安い価格で販売することになり、これを飲む場所も、大衆食堂や家庭ということになろう。そして食事のたびごとにこれを飲用することとなる。現実には、上等のものから並のものまで各種の品質のものが生産、販売されて、必要に応じて使われている。

以上の考え方は、人の作った諸々の事物、技術、システム、制度等の本質認識とその操作に関する実態分析および目的達成のための手段の探究のために広く適用することができる。この思考法を会計学上の諸問題の研究や分析に応用

するならば、種々と成果をあげうるものと思われる。本稿では、これを会計学上の資産概念の本質認識とその測定という操作の問題の理解のために適用することを課題としている。そこでこの問題を展開するにあたり、次の段階として資産の属性に関する一般的認識について考察することにしたい。資産の本質についての一般的属性は、特定の会計観に偏ることなく、中立的、一般的にみて資産たるべき要件を意味している。一定の会計観に立脚する会計学上の資産の本質観は、この一般的属性をふまえて、資産をある視点より認識することによってえられるものである。以下しばらく資産の一般的属性について言及することにしよう。

III. 資産の属性についての一般的認識

資産の本質観等についての考察に入るにあたって、まず最初に、どのような本質観に立脚しようと、とに角一般に会計学上資産たりうる最小限度不可欠の要件について明らかにしておくなければならない。

一般に会計上の資産概念については、次の4つの属性ないし要件が必要とされる。これは資産たるべき資格、すなわち資産性の要件である。

その第一は、財貨、権利などが特定の企業によって所有されているか、その管理下におかれていることである。

第二は、当該財貨等を企業が取得するにあたって、一定の対価の支払、すなわち経済価値の犠牲を必要とすることである。

第三に、第二の属性との関連において、当該財貨等が貨幣価値的に測定されうることである。

第四は、当該財貨等が企業に対して効益を発揮しうることである。

次にこれら4つの要件について、さらに説明を加えることにしよう。

第一の点についてみるならば、資産たるべき

財貨、権利等は必ず特定の企業に所有されているか、あるいは企業に帰属してその管理下におかれていなければならない。この場合当該財貨等について、企業が必ずしも所有権をもっていなければならない必要はない。ものによってはそれについてその性質上所有権が設定されないこともあるからである。たとえば営業権は営業譲渡を受けたような場合に、有償取得されるものであるが、これについて所有権が設定されるというような性格のものではない。それ故に、この第一の要件は、当該財貨等が企業の所有権下にある場合だけに限定するのは狭きにしるのであって、企業がそれを支配する権限をもち、かつ企業がその経営目的のために自由に利用しうる場合をも含めるのが現実的である。要するに、第一の要件は、企業が当該財貨等を自己の支配管理下において、自由にその目的活動に利用可能な状態にあることを意味している。したがって、たとえ経済財であっても、誰にも所有されておらず、また何人かの支配管理下におかれていない限り、第一の属性をそなえているとはいえないのである。

第二の属性は、資産たるべき財貨、権利等は経済財であるということである。すなわち資産たるべき財貨、権利等は、これを取得するにあたって、貨幣の支払い、所有する財貨や権利との交換等、何らかの経済価値の犠牲を必要とする。このような対価の支払いなくしては、当該財貨等は企業の所有物となりえず、または企業がその支配管理下においてこれを利用することができないのである。かくて第二の属性は第一の属性とつながりを有することとなる。なお贈与を受けた財貨等については、経済価値の犠牲を伴わないので、第二の属性を有しないことになるが、この場合には、また別な配慮が必要とされよう。

第二の属性との関連において、第三の属性として資産たるべき財貨等は、貨幣価値的測定の対象となりうる。財貨等の取得に対して犠牲となる経済価値は多くの場合貨幣である。すな

わち貨幣の支払いと引替えに財貨や権利等が取得されて資産となる。そのために取得した財貨等の資産は、反対給付たる貨幣の支払額をもって、その資産額が測定されることとなる。これは、貨幣の価値額表示能力ならびに取得した財貨等とその反対給付たる貨幣とが等価交換され、したがって取得価額は、当該財貨の取得時における経済価値を表わすという仮定によるものである。なお問題は物々交換によって取得した財貨や贈与を受けた財貨等については、これを貨幣価値的に測定することに問題がある。物々交換によって取得した財貨等については、こちらが相手方に引渡した財貨の帳簿価額をもって、取得した財貨等の測定額とすればよいのであるが、贈与を受けた財貨等については、直接これを貨幣的に測定することができない。

第四の属性は、資産たるべき財貨等はこれを所有したり、支配管理している企業の目的活動遂行のために利用され、そのさいに企業に対して一定の用役を提供する能力をもっているということである。すなわち資産はこれを所有等する企業に対して有用性を発揮し、企業の目的活動に対して直接または間接に貢献しうる能力を備えていなければならない。この有用性の発揮される形態はきわめて多様であり、資産の種類により、またその使用の仕方によって相違している。また資産を所有等する企業の目的活動への貢献の仕方も、直接的であったり、間接的であったりする。直接的な貢献とは、営利企業の場合には、売上収益の獲得に役立つとか、その他利益稼得のために奉仕することである。これに対して間接的貢献とは、利益獲得等にただちに役立つわけではないが、まず一定の目的の達成に貢献し、これがまわりまわって利益追求の助けとなることをさしている。たとえば法人税の支払いに充てられる現金は、利益獲得にはかわりがないが、法人税の支払いは法人たる企業の義務であり、また国の政府活動によるサービスに対する対価の支払いとみなすことができ、これによって企業が安全に経営活動を行な

うことが可能となり、その結果として利益追求が行なわれることになる。このようにして企業の目的活動の遂行に間接的に貢献する資産も多種にわたって存在するのである。なお現金は資産としての有用性ももっとも多様な形で発揮されうるものであって、いわば万能な有用性を蔵しているといっても過言ではない。

若干の例外はあるにせよ、以上に述べた4つの属性ないし要件をすべて同時にそなえたものだけが、会計上資産たるべき資格、すなわち資産性を認められる。以上の要件のうち1つでも欠くところがあれば、その財貨等の資産性は認められないこととなる。また以上の4つの要件は、財貨等の資産性等を判別する場合における規準として役立つものである。

IV. 資産の本質観について

資産の本質観は、企業会計についての基本的認識のいかんによって決定される。企業会計の本質認識については種々な見解があり、またこれに応じて、資産の本質観にも多くのものがある。ここでは、かつての歴史的な本質観から現行のそれにいたるまでの3つの代表的なものを取りあげて、その資産の本質観の特質、その操作にかかわる測定法、かかる資産本質観の基礎にある会計観、さらにこれを基礎づける事情すなわち会計をめぐる環境的特質について考察することとしたい。ここでとりあげる資産の本質観は、債務返済手段説、将来費用説および用役提供力説である。

1. 債務返済手段説

債務返済手段説とは、資産の本質を債務返済のための支払手段として認識する見解である。この考え方によれば、企業が清算される場合を前提として、資産は、債権者に対する債務を返済するさいにおける、支払のための源資であるとみなされる。そのためにこの資産本質観のもとにおいては、現金預金、営業債権、棚卸資

産、有形固定資産、法律上の権利たる無形固定資産、投資、有価証券等貨幣性資産や売却処分によって換金される資産についてのみ資産性が認められており、繰延資産等のごとき、たんなる計算上の経過項目は資産性を認められないことになる。このようにして、この資産観においては、支払手段たる能力の有無が資産たるべき要件とされていたのであり、この要件に基づいて資産の範囲が画されていた。それではこのような資産観はどのような会計観に基づくものであろうか。

企業の会計報告が、企業に対する短期資金の提供者たる短期債権者にむけての企業の信用能力の公開表示を主たる目的として行なわれていた当時の会計観がこの資産観を生み出したといえることができる。すなわち短期債権者に対する企業の財産状態の表示を目的として、貸借対照表が財務諸表の王座を占めていた財産計算中心の会計観においては、企業資産を債務返済のための源資とみなすことが、この会計観と斉合するからである。この会計観においては、貸借対照表は債務をもれなく完全に表示するとともにこれを返済するための手段を資産として対照表示しなければならない。とりわけ短期債務の返済を考えた場合、流動資産はその支払手段としてもっとも重要なものである。したがって流動負債に対する比率である流動比率や当座資産の流動負債に対する比率である当座比率が、企業の債務返済能力を表わす指標として重要視されたことはいうまでもない。

企業の債務返済という視点からすれば、固定資産といえども、企業の経営目的遂行のための経営資産というよりも、これを売却処分して流動資産化し、債務返済に充てうるものとみる見方が会計報告の目的に斉合するものであるといわなければならない。このようにして企業の信用能力表示を目的とする財産計算を会計の第一義的な課題とする会計観のもとにおいては、資産をもって債務返済のための源資とする資産の本質観が支配的であった。

このような会計観や資産本質観を生ぜしめた社会的、経済的背景はどのようなものであったのであろうか。このような見解が支配していた当時においては、企業の規模は比較的小であり、機械制大工業の発達もまだみられるにいたらなかったために、企業の資産構成において、流動資産の占める比率が固定資産のそれに比して相対的に大であった。流動資産の調達のための資金は短期資金により、固定資産のための資金は長期的資金によるのが健全であるという企業財務の原則に従えば、流動資産の調達のための資金である短期債務の資金調達源泉としての重みは大であり、これを反映して短期資金の提供者たる短期債権者の企業に対する力関係と影響力は他の利害関係者に較べて相対的に大であったことが容易にうかがい知られる。このことが会計報告にも反映されて、短期債権者の情報要求にこたえようとする方向で、財務公開の内容やあり方が規定される。かくて前述のごとき会計観と資産の本質観が確立されることとなったとみるのが妥当である。

この資産本質観のもとにおいては、資産は個々にその見積売却価額、すなわち処分価額によって測定されるのが斉合的であり、合目的的であると考えられる。しかしながら実際には、この測定基礎と並んで、取得原価による測定も一般に行なわれていたのである。

この資産本質観は、前節において述べた資産たるべき要件のうち、有用性にとくに焦点があてられ、これを前面に押し出す形で資産の本質認識を行なったものとみることができる。この場合における資産の有用性は、売却処分によって支払資産にかえ、これをもって債務の返済を行ないうる点で企業に対してサービスを提供するものとみることができる。このように有用性の内容も会計観や資産の本質観によって規定せられるのである。

2. 将来費用説

資産を将来費用とみる見解によれば、資産は

その取得にさいして費された原価として認識される。そして期末における資産の在 high は、取得原価のうち経営活動に対して未費消の部分を表わし、将来の期間において収益の獲得にあてられるべきものとされる。すなわち将来収益の獲得に貢献した場合に、収益に賦課され、これに対応せしめられるべき未費消の原価、つまり将来費用として把握されるのである。これを別の見方からすれば、資産は将来において収益を獲得することのできる力の貯蔵であり、将来収益に課されて費用となるべき未経過項目として理解することができる。

資産の取得原価のうち当期の経営活動に利用されて費消され、当期の収益の獲得に貢献した部分が、損益計算上当期の収益に対応される費用となる。これに対して当期の経営活動においては利用も費消もされることなく、そのために当期の損益計算からは除外され、将来の期間において利用ないし費消されて、将来収益に対応されるべき原価部分を資産として貸借対照表に計上し、次期以降の期間に繰越してゆく。この考え方によれば、当期費用も将来費用たるべき資産も本質的に相違はなく、ただ収益に対応される期間のちがいから両者が区別されるにすぎないのである。

将来費用説は、資産を損益計算の立場から把握しようとするものである。この本質観は、企業会計をもって、継続事業を前提とし、企業の収益力を測定するためのシステムと観念するものである。すなわち企業会計を、企業の収益力に関心を有する株主や長期債権者の情報要求の充足、つまり投資意思決定に必要な財務内容を開示することを主要な会計目的とするものとして認識し、それ故に期間損益の正確かつ精緻な計算をもってその課題たらしめる。このように期間損益計算をもって会計の課題とする会計観にあっては、貸借対照表は財産計算の手段ではなく、損益計算に奉仕する財務表として認識される。この会計観にあっては基本的、典型的に貸借対照表の借方項目である資産は将来費用た

るべき未経過項目として、また貸方側は将来収益たる未経過項目として把握され、結局貸借対照表は当期の損益計算書と次期の損益計算書とを結びつける連結環として位置づけられる。

それではこのような会計観および資産本質観が成立する社会経済的背景はどのようなものであろうか。株主や長期債権者（社債権者を代表とする）は投資家ともよばれ、企業の長期的資金の提供者である。企業が大規模化し、機械制大工業が発達普及してくると、企業総資産に占める固定資産部分の比率が相対的に大となる。固定資産の調達のための資金源泉は長期的資金すなわち長期負債と株式資本金である。長期資金の提供者は投資家を代表とするものである。したがって企業の長期資金提供者としての投資家の重要性と影響力は自ら高まることとなる。投資家の企業に対する関心は、企業の収益力にあり、企業の期間利益によって投資意思の決定を行なう。株主は、とりわけ、企業の期間利益より配当を受けるのであるから、これを知ろうとする必要が大である。また長期債権者にとっても、収益力の大きな企業こそ長期的に経営が安定しており、その資金投下額の回収も利子の支払いも保証されて好ましい投資対象である。このことは短期債権者についてもまったく同様である。つまり短期債権者もこのような目で企業を評価することが、正しい意思決定につながるのである。このようにして企業をとりまく利害関係者の主たる関心が、企業の収益力すなわち期間利益に向けられることとなる。このような事情を反映して企業会計の主題が期間損益計算におかれ、既述のごとき会計観および資産本質観が成立したとみることができる。

資産の将来費用説においては、資産の本質を損益計算指向の立場でその取得に要した原価として把握しようとするところから、資産の測定にあたっては取得原価が採用される。資産の期末における貸借対照表価額は、取得原価のうち、当期の損益計算に関与せられなかった部分をもって算定される。すなわち取得原価主義がこの

資産本質観や会計観と斉合しているのである。

この資産観は、資産の本質を表わす属性のうち、経済価値の犠牲という側面に焦点が合わされている。取得原価は資産の獲得のために必要な反対給付であり、経済価値の犠牲にほかならないからである。

3. 用役提供力説

この考え方によれば、資産とは経営目的の遂行のために企業に投入された資源の、目的活動の遂行に貢献することのできる能力、すなわち用役提供力の総体であると認識される。用役提供力とは、企業の経済的要求を満たすことのできる能力を意味している。営利企業についてみるならば、企業行動の動機である利潤追求という要求を直接または間接に充足することのできる能力をもつものを資産と観念し、これをもって資産の本質を認識しようとするのである。この資産本質観によれば、現金預金、有価証券、営業債権、棚卸資産、有形固定資産、無形固定資産、投資、繰延資産等、資産のほとんどすべてが用役提供力をもって、統一的に首尾一貫して説明される。現金についてみるならば、用役提供力は最高に大であり、かつ万能である。それは現金をもって、経営上必要なすべての資源または各種の用役を購入することができ、また利益分配、債務の返済等にも充てることができて、あらゆる種類の用役提供力を自由に獲得、利用することができ、企業のほとんどすべての必要を満たしうる力をもっているからである。

用役提供力説は、必ずしも特定の会計観とのみ結合し、斉合的であるというものではない。多くの会計観と斉合的でありかつまた種々の資産を例外なく統一的かつ一元的に説明することができることから、この考え方は広く採用されている。資産の本質を原価とみ、将来費用と観念する立場においても、用役提供力説はこれと矛盾するものではないので、必要に応じてこれを援用することが可能である。

資産の測定との関連についてみると、この資

産本質観は、効益価値の系統に属する将来純収入の現在価値や収益還元価値などと斉合するものであるが、取得原価などとも結びつくことができその適用範囲はかなり広い。なおこの見解が、資産の一般的要件としての有用性に着目し、これをクローズ・アップしたものであることはいうまでもない。

V. おわりに

以上企業会計という、人が長年月をかけて作りあげてきた、社会的必要を満たすためのシステムの本質をあらためて再認識することを意図して、本稿をとりまとめた。この作業はものの本質認識のための図式を出発点として、主要な資産本質観を検討し、その特質を描き出そうとする試みを内容とする。かかる問題のとりあげ

方をしたのは、会計学がこれまでになく広い範囲の問題に取組まざるをえなくなってきたおり、また種々の学際的方法の導入によって、いわば混沌とした状態に陥っている現状からぬけ出して、新しい秩序を形成すべき時期が到来したのではないかと考えたからにほかならない。

このような問題意識に従って理論的作業を行なうにあたっては、企業会計上の主要事項について、これを純粹に方法論的視点から分析しなおすのが有効ではないかと判断した。ここに採用した分析方法は、筆者の思考の産物であるが故に、これが十分な批判に耐えうるものであるか、またこれを用いての分析が普遍性をもちうるか否かについては、さらに今後の努力に期さなければならぬと考えている。

〔横浜国立大学経営学部教授〕